

# 平成31年度事業計画

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会  
平成31年度事業計画

I 基本方針

障害者差別解消法の施行により、障害のある人への差別をなくし障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すことで、障害は社会のあり方との関係で生じるという社会モデルの考え方が徐々に浸透してきている。障害者が真に共生を実感できる社会となるには、多くの方々の理解と具体的な行動の積み重ねが必要であり、障害があることで気づくことや、その気づきを大切に育てていくことのできる社会が共に生きる社会へとつながっていく。

我々が目指す社会は、すべての人の人権や尊厳が守られ、自己選択と自己決定による自立した暮らしの実現と、障害に対する社会的障壁が取り除かれた共生社会である。障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が当たり前のこととして受け入れられ、それを定着させることが今後の課題であり、障害者差別解消法を根づかせ成長させることが我々障害者団体としての役割の一つであると認識しながら、これからの活動につなげていくことが重要である。

当法人は、この基本方針を踏まえ、平成31年度において障害者支援施設の経営をはじめとした各種の事業を実施することによって、障害者の権利実現と尊厳を推進するとともに、更なる活動の強化と充実を図ることを目的に活動するものである。

( 事業推進の重点目標 )

- 1 障害者支援施設秋田ワークセンターを利用する方々に、日常生活の介護や就労のための支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図る。
- 2 障害者の自立更生の環境づくりに努めるとともに、社会参加の促進を図る。
- 3 市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図り、地域福祉の推進に貢献する。
- 4 サービス管理責任者等の人材育成事業を推進し、障害者福祉の充実に参加する。
- 5 身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者を統合した事業の推進を図る。
- 6 社会福祉法改正の趣旨に基づき、社会福祉法人としての責務の重要性を踏まえながら地域の福祉課題に取り組む。

## II 運営計画

当法人の運営のため、次の会議等を開催する。

- 1 正副会長会議 (年5回)
- 2 評議員会 (年1回)
- 3 理事会 (年5回)
- 4 監査 (年1回)

## III 事業計画

### 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

「障害者の尊厳と社会参加」を基本理念に、「個人の尊厳に基づく自立支援」の確立と「障害者自らが創る自由でいきいきとした生活空間の創造」実現に向けて、利用者の立場に沿った充実した個別支援計画に基づく障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は8ページに掲載】

### 2 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

利用者がより豊かで満ち足りた生活を送ることができるよう利用者の要望やその有する能力及び適性に応じるとともに、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮し、充実した障害福祉サービスを受けられるようきめ細やかな相談支援を行う。

【詳細は16ページに掲載】

### 3 コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

身体障害者及び知的障害者の地域生活を支援し、障害のある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障害者が将来とも地域で安心して暮らすことができる居住支援の拠点の場として、共同生活援助事業所（短期入所併設）を運営することにより障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は18ページに掲載】

### 4 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業の実施

#### (1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催

県協会の主要事業の説明や市町村協会の活動についての情報交換等を行う。

【開催時期】6月

【開催場所】北秋田市、秋田市、横手市

(2) 会報「身障秋田」の発行

全会員や関係各位に事業計画や予算・決算や主要な事業等の情報提供を行う。

【年2回発行】

(3) 第64回日本身体障害者福祉大会あきた大会の開催

日本身体障害者団体連合会に所属する全国各都道府県及び政令指定都市の身体障害者が一堂に会し、2019年度の活動方針を決定するとともに、今後の障害者施策について協議し、障害者の自立と社会参加を積極的に展開、発展させ、その福祉の増進を図る。

【開催日】5月22日(水)・23日(木)

【開催場所】秋田市(秋田キャッスルホテル、秋田県立武道館)

(4) その他の事業

【身体障害者ジパング倶楽部に関する事務】

【秋田県障害者スポーツ協会が実施する事業への協力】

5 受託事業の実施

(1) 障害者県地域生活支援事業

①日常生活支援

(ア) オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用等について正しい知識を付与し、また、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずることにより、その社会復帰を促進する。

【対象者】

○ストマ用装具の装着者

【実施内容】

○県内4地区において、装具、器具の使用法と選択法やストマクリニックを実施するとともに、社会生活上の基本的事項に関する相談に対応する。

(イ) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する。

【対象者】

○喉頭を摘出した音声機能障害者

○音声機能障害者の発声訓練に熱意を有する者

【実施内容】

○発声訓練会の開催(食道発声訓練、各種相談、人工喉頭又は電気発声機による発声訓練等)

○第30回北日本ブロック指導者研修会への派遣（仙台市）

②社会参加支援

（ア）秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

また、障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため常設の相談窓口を設置し、弁護士などによる専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者の福祉の増進を図る。

【実施内容】

- 推進協議会の設置及び推進協議会、部会、研修会の開催
- 障害者に関する各種事業の実施

③特別促進事業

（ア）筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー者に対して、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。

【実施内容（年1回）】

- 検診、医療講話、医療相談

（イ）身体障害者更生相談事業

身体障害者の更生のために必要な各種相談に応じ、適切な指導、助言を行い、身体障害者福祉の増進を図る。

【実施内容】

- 秋田県心身障害者総合福祉センターに専門相談員（1名）を設置し、各種の相談を実施する。

【相談内容】

- 一般相談、介護相談、法律相談、医療相談、住環境に関する相談、結婚相談、その他

（ウ）身体障害者福祉活動推進事業

身体障害者のための障害者県地域生活支援事業を企画、推進する福祉活動推進員を設置する。

【設置場所】

- 秋田県身体障害者福祉協会

【業務内容】

- 各種障害者のための地域生活支援事業の企画、推進業務

## ○団体の育成

### (エ) 秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

【開催時期】 7月

【開催場所】 秋田市（県庁正庁を予定）

【開催内容】 平成31年度は、「身体障害者自立更生等表彰式」として開催

### (2) 障害者差別解消推進事業

#### ①障害者差別解消推進事業

##### (ア) 専門相談機関設置事業

障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、常設の相談窓口を設置し、弁護士等による専門相談を行うほか、県及び市町村の相談窓口への支援等を行う。

（「障害者110番」の機能は従来通りとし、障害者差別に関する相談機能の拡充を図る。）

##### 【常設相談窓口の設置】

○開設日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）

○開設時間 9：00～16：00

○専門相談員1名の配置

##### 【専門相談日（弁護士相談）の設置】

○開設日 毎月第3火曜日

○開設時間 13：00～15：00

##### 【紛争解決のための調査補助等】

○あっせんの申立てがあった場合に、事実の確認調査に関する補助を行う。

##### 【相談対応職員への指導助言】

○地域相談窓口（県地域振興局福祉環境部、市町村等）の職員への指導助言、職員研修でのサポート

#### ②障害者理解促進事業

##### (ア) 小中学生を対象とした出前講座や体験教室等の実施

障害のある方が講師として県内各地の小中学校に出向き、講話や障害疑似体験等を行うことで、児童生徒と障害者の交流を図るとともに、障害及び障害者への理解を深める。

##### 【対象者】

○県内の小中学生

##### 【事業内容】

- 出前講座や体験教室等の実施（派遣団体 秋田県車いす連合会、秋田県盲導犬使用者の会、秋田県視覚障害者福祉協会等）
- 小中学校及び派遣団体との調整
- 小中学校へのアンケート調査の実施

### ③障害者社会参加等促進事業

#### (ア) 障害者のためのレクリエーション等開催事業

障害者と障害のない者が共にレクリエーション活動等に参加することができる機会を提供することにより、障害者の社会参加の促進及び相互交流の促進を図る。

##### 【事業内容】

- 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業
  - ・運動会、ゲートボール大会、講演会等の開催
- 障害者のための軽スポーツレクリエーション大会開催事業（10月）
  - ・卓球バレー、フライングディスク競技の実施

#### (イ) 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動への参加を通して、障害者と障害のない者の交流を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進、県民に対しては障害及び障害者への理解促進を図る。

「第19回心いきいき芸術・文化祭」の開催

【開催時期】 11月

【開催場所】 秋田市（秋田拠点センターアルヴェ）

##### 【実施内容】

- 会議の開催（実行委員会3回、小委員会3回、障害者福祉展審査委員会1回）
- 広報活動（ポスター、チラシ、県広報紙掲載など）
- 心いきいき芸術・文化祭の開催
  - ・オープニングセレモニー（採用テーマ紹介、テープカットなど）
  - ・講演
  - ・パフォーマンスステージ（障害のある個人やグループが歌や踊りを披露）
  - ・障害者福祉展（障害のある方々が制作した美術工芸作品の展示）
  - ・製品販売（障害者団体や施設などで制作した手工芸品の販売）
  - ・障害者疑似体験コーナー（疑似体験を通し、障害のある人とない人との交流を図ることにより、県民の障害に対する理解を深める）
  - ・エンディングセレモニー（障害者福祉展入賞作品の紹介と賞状の授与など）

#### (3) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修事業

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管

理責任者の養成を目的とする。

平成30年度までは、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を得るための研修のみ実施してきたが、平成31年度以降は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を得るための基礎研修・実践研修、そしてサービス管理責任者の資格を持っている者の更新研修という3種類の研修を実施する。

(平成31年度は基礎研修と更新研修を行う。実践研修は3年後を目途に実施。)

**【指導者養成研修への派遣】**

○6月、埼玉県

**【基礎研修】**

○講義 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7.5時間）

○演習 サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）

**【更新研修】**

○講義 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最近の動向（1.0時間）

○演習 サービス提供の自己検証（5.0時間）

**【秋田県指導者・ファシリテーター養成研修への派遣】**

○8月、秋田市

**【秋田県障がい者総合支援協議会人材育成部会への参加】**

○毎月、秋田市